

令和5年2月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

秋田市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第11条 (略)			第1条～第11条 (略)		
別表 (第1条関係)			別表 (第1条関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(1)～(9) (略)			(1)～(9) (略)		
(10) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円			
(11) (略)			(10) (略)		
(12) (略)			(11) (略)		
(13) (略)			(12) (略)		
(14) (略)			(13) (略)		
(15) (略)			(14) (略)		
(16) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円			
(17) 法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(15) 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(18) (略)			(16) (略)		
(19) (略)			(17) (略)		
(20) (略)			(18) (略)		
(21) (略)			(19) (略)		
(22) (略)			(20) (略)		
(23) 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円			
(24) (略)			(21) (略)		
(25) (略)			(22) (略)		
(26) (略)			(23) (略)		
(27) (略)			(24) (略)		
(28) (略)			(25) (略)		
(29) (略)			(26) (略)		
(30) (略)			(27) (略)		
(31) (略)			(28) (略)		
(32) (略)			(29) (略)		
(33) (略)			(30) (略)		
(34) (略)			(31) (略)		
(35) (略)			(32) (略)		
(36) (略)			(33) (略)		
(37) (略)			(34) (略)		
(38) (略)			(35) (略)		
(39) (略)			(36) (略)		

(40) (略)		
(41) (略)		
(42) (略)		
(43) 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計により <u>建築等</u> をし、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	(略)
(44) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築</u> 又は一敷地内認定建築物の <u>増築等</u> の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の <u>建築物の新築</u> 又は一敷地内認定建築物の <u>増築等の認定申請手数料</u>	建築物(当該 <u>新築又は増築等</u> をするものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(45) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築</u> もしくは一敷地内認定建築物の <u>増築等</u> に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の <u>建築物の新築</u> もしくは一敷地内認定建築物の <u>増築等</u> に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	建築物(当該 <u>新築又は増築等</u> をするものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に

(37) (略)		
(38) (略)		
(39) (略)		
(40) 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計により <u>建築</u> され、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	(略)
(41) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築</u> の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の <u>建築物の建築</u> 認定申請手数料	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(42) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の <u>建築物の各部分</u> の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗

		28,000円を乗じて得た額を加算した額			じて得た額を加算した額
(46) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料	建築物（当該新築又は増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	(43) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査料	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(47) (略)			(44) (略)		
(48) (略)			(45) (略)		
(49) (略)			(46) (略)		
(50) (略)			(47) (略)		
(51) (略)			(48) (略)		
(52) (略)			(49) (略)		
備考			備考		
1 第38号の床面積の合計は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める床面積について算定する。 アおよびイ (略)			1 第35号の床面積の合計は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める床面積について算定する。 アおよびイ (略)		
2 第49号の床面積の合計は、当該2以上の工事について、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める面積について算定する。 ア～エ (略)			2 第46号の床面積の合計は、当該2以上の工事について、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める面積について算定する。 ア～エ (略)		

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (軽微な変更該当証明書交付手数料)</p> <p>第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による軽微な変更に該当することを証する書面(以下「軽微な変更該当証明書」という。)の交付に係る事務につき徴収する手数料は、軽微な変更該当証明書交付手数料とし、その額は、軽微な変更該当証明書の交付の申請1件につき、軽微な変更後の確保計画について第2条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(向上計画認定申請手数料)</p> <p>第5条 法第34条第1項の規定による認定の申請(以下「向上計画認定申請」という。)に対する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)の認定の事務につき徴収する手数料は、向上計画認定申請手数料とし、その額は、向上計画認定申請(次項に規定する向上計画に係るものを除く。)1件につき、次の各号に掲げる向上計画認定申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。)の向上計画認定申請 29,000円(向上計画が<u>法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては16,000円</u>、向上計画が同項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類(以下「適合証」という。)を提出する場合にあっては5,000円)</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。)の向上計画認定申請(次号に掲げるものを除く。) 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積(当該向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。)の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) <u>共同住宅等の向上計画認定申請(向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。)</u> 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積(当該向上計画が前号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>第1条～第3条 (略) (軽微な変更該当証明書交付手数料)</p> <p>第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。<u>以下「施行規則」という。</u>)第11条の規定による軽微な変更に該当することを証する書面(以下「軽微な変更該当証明書」という。)の交付に係る事務につき徴収する手数料は、軽微な変更該当証明書交付手数料とし、その額は、軽微な変更該当証明書の交付の申請1件につき、軽微な変更後の確保計画について第2条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(向上計画認定申請手数料)</p> <p>第5条 法第34条第1項の規定による認定の申請(以下「向上計画認定申請」という。)に対する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)の認定の事務につき徴収する手数料は、向上計画認定申請手数料とし、その額は、向上計画認定申請(次項に規定する向上計画に係るものを除く。)1件につき、次の各号に掲げる向上計画認定申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。)の向上計画認定申請 29,000円(向上計画が<u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類</u>(以下「適合証」という。)を提出する場合にあっては、<u>5,000円</u>)</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。)の向上計画認定申請 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる延べ面積(当該向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。)の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 (略)</p>

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	28,000円（適合証を提出する場合にあっては、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合にあっては、17,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	83,000円（適合証を提出する場合にあっては、36,000円）
5,000平方メートル以上の場合	125,000円（適合証を提出する場合にあっては、64,000円）

(4) (略)

(5) (略)

(6) 複合建築物の向上計画認定申請 向上計画に係る建築物の共同住宅等の部分について第2号の表又は第3号の表の左欄に掲げる延べ面積（当該向上計画に係る共同住宅等の部分が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および向上計画に係る建築物の非住宅部分について第4号の表又は前号の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

2 (略)

(変更認定申請手数料)

第6条 (略)

2 (略)

以下 (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 複合建築物の向上計画認定申請 向上計画に係る建築物の共同住宅等の部分について第2号の表の左欄に掲げる延べ面積（当該向上計画に係る共同住宅等の部分が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額および向上計画に係る建築物の非住宅部分について第3号又は前号の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

2 (略)

3 1の建築物の住宅部分について施行規則第23条第1項の規定により添付する図書が共通である複数の向上計画認定申請が同時に行われる場合の手数料の額は、第1項第2号又は第5号に定める額（住宅部分に係るものに限る。）を当該申請の数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(変更認定申請手数料)

第6条 (略)

2 (略)

3 1の建築物の住宅部分について施行規則第27条の規定により添付する図書が共通である複数の変更認定申請が同時に行われる場合の手数料の額は、前条第1項第2号又は第5号に掲げる建築物に係る第1項の規定による手数料の額（住宅部分に係るものに限る。）を当該申請の数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

以下 (略)

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行																										
<p>第1条 (略) (認定申請手数料)</p> <p>第2条 法第53条第1項の規定による申請（以下「認定申請」という。）に対する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、認定申請手数料とし、その額は、認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 34,000円（<u>計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては18,000円、計画が同項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては5,000円</u>）</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画（次号に掲げるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満の場合</td> <td>71,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</td> <td>120,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</td> <td>204,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上の場合</td> <td>293,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	床面積	金額	300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	120,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	204,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）	5,000平方メートル以上の場合	293,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）	<p>第1条 (略) (認定申請手数料)</p> <p>第2条 法第53条第1項の規定による申請（以下「認定申請」という。）に対する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、認定申請手数料とし、その額は、認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 34,000円（<u>計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては、5,000円</u>）</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）の住戸の部分又は人の居住の用に供する部分と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住戸の部分に係る計画 計画に係る次の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住戸の総数</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸の場合</td> <td>34,000円（適合証を提出する場合にあっては、5,000円）</td> </tr> <tr> <td>2戸以上5戸以下の場合</td> <td>66,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）</td> </tr> <tr> <td>6戸以上10戸以下の場合</td> <td>94,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）</td> </tr> <tr> <td>11戸以上25戸以下の場合</td> <td>132,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）</td> </tr> <tr> <td>26戸以上50戸以下の場合</td> <td>189,000円（適合証を提出する場合にあっては、43,000円）</td> </tr> <tr> <td>51戸以上100戸以下の場合</td> <td>269,000円（適合証を提出する場合にあっては、77,000円）</td> </tr> <tr> <td>101戸以上200戸以下の場合</td> <td>365,000円（適合証を提出する場合にあっては、</td> </tr> </tbody> </table>	住戸の総数	金額	1戸の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、5,000円）	2戸以上5戸以下の場合	66,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）	6戸以上10戸以下の場合	94,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）	11戸以上25戸以下の場合	132,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）	26戸以上50戸以下の場合	189,000円（適合証を提出する場合にあっては、43,000円）	51戸以上100戸以下の場合	269,000円（適合証を提出する場合にあっては、77,000円）	101戸以上200戸以下の場合	365,000円（適合証を提出する場合にあっては、
床面積	金額																										
300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）																										
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	120,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）																										
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	204,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）																										
5,000平方メートル以上の場合	293,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）																										
住戸の総数	金額																										
1戸の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、5,000円）																										
2戸以上5戸以下の場合	66,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）																										
6戸以上10戸以下の場合	94,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）																										
11戸以上25戸以下の場合	132,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）																										
26戸以上50戸以下の場合	189,000円（適合証を提出する場合にあっては、43,000円）																										
51戸以上100戸以下の場合	269,000円（適合証を提出する場合にあっては、77,000円）																										
101戸以上200戸以下の場合	365,000円（適合証を提出する場合にあっては、																										

(3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われるものに限る。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	59,000円（適合証を提出する場合にあっては、20,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	107,000円（適合証を提出する場合にあっては、46,000円）
5,000平方メートル以上の場合	162,000円（適合証を提出する場合にあっては、83,000円）

(4) 複合建築物に係る計画（第2号もしくは前号又は次号もしくは第6号に掲げるものを除く。） 計画に係る住宅部分の第2号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額およびその非住宅部分の次の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

	122,000円)
201戸以上300戸以下の場合	477,000円（適合証を提出する場合にあっては、154,000円）
301戸以上の場合	560,000円（適合証を提出する場合にあっては、164,000円）

(3) 共同住宅等の建築物全体又は当該建築物全体およびその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の前号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額およびその共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、当該計画に係る建築物全体の前号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額）

床面積	金額
300平方メートル以内の場合	105,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	140,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	173,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内の場合	269,000円（適合証を提出する場合にあっては、77,000円）
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	345,000円（適合証を提出する場合にあっては、122,000円）
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内の場合	412,000円（適合証を提出する場合にあっては、154,000円）
25,000平方メートルを超え	480,000円（適合証を提出する場合にあっては、192,000円）

(4) 複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体およびその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の第2号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額、その共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次条第4号イにおいて同じ。）に係る前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額およびその非住宅部分に係る次の表又

は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額（当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、当該計画に係る建築物全体の第2号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額およびその非住宅部分に係る次の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額）

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	(略)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	
25,000平方メートル以上の場合	

床面積	金額
300平方メートル以内の場合	(略)
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内の場合	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内の場合	
25,000平方メートルを超える場合	

- (5) 複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（次号に掲げるものを除く。）
計画に係る前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (6) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画
計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

- (5) 人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画
計画に係る建築物全体の前号の表又は次号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (6) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号口に掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画
計画に係る非住宅部分又は建築物全体の次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	
1,000平方メートル以上	

床面積	金額
300平方メートル以内の場合	
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	
1,000平方メートルを超	

2,000平方メートル未満の場合
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の場合
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の場合
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の場合
25,000平方メートル以上の 場合

(略)

え、2,000平方メートル以 内の場合
2,000平方メートルを超 え、5,000平方メートル以 内の場合
5,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル以 内の場合
10,000平方メートルを超 え、25,000平方メートル以 内の場合
25,000平方メートルを超え る場合

(略)

(変更認定申請手数料)

第3条 法第55条第1項の規定による申請（以下「変更認定申請」という。）に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる計画の変更 17,000円（変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては9,000円、適合証を提出する場合にあっては2,500円）

(2) 前条第2号および第3号に掲げる計画の変更 変更に係る同条第2号の表又は第3号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 前条第4号に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住宅部分の前条第2号の表又は第3号の表の左欄に掲

(変更認定申請手数料)

第3条 法第55条第1項の規定による申請（以下「変更認定申請」という。）に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請1件につき、次の各号に掲げる計画の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる計画の変更 17,000円（適合証を提出する場合にあっては、2,500円）

(2) 前条第2号に掲げる計画の変更 変更に係る住戸につき、その変更後の同号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 前条第3号に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額（変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、アに掲げる額）

ア 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住戸につきその変更後の前条第2号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る共用部分につきその変更後の前条第3号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(4) 前条第4号に掲げる計画の変更 次に掲げる額（変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、アおよびウに掲げる額）を合算した額

ア 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住戸につきその変更後の前条第2号の表の左欄に掲

げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の前条第4号の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(4) 前条第5号に掲げる計画の変更 変更に係る同条第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(5) 前条第6号に掲げる計画の変更 変更に係る同号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

以下 (略)

げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る共用部分につきその変更後の前条第3号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分につきその変更後の前条第4号の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(5) 前条第5号に掲げる計画の変更 変更後の建築物全体の前条第4号の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(6) 前条第6号に掲げる計画の変更 変更後の非住宅部分又は建築物全体の前条第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

以下 (略)

秋田市中心市街地活性化プランについて

秋田市中心市街地活性化プランについて、パブリックコメント等における意見を踏まえ、計画案を作成したものである。

今後、3月下旬を目途に策定・公表することを予定している。

1 パブリックコメント等の実施状況および対応

- (1) 実施期間：令和4年12月23日（金）から令和5年1月12日（木）まで
- (2) 実施結果：35名から意見の提出
- (3) 主な意見：中心市街地の将来像に関することやミルハス等と既存の文化施設との連携に関する事、魅力あるイベントの充実に関する事などの意見があった。
- (4) 公表時期：令和5年2月7日（火）に秋田市ホームページで公表済み

2 協議会等の開催状況

- (1) 第2回秋田市中心市街地活性化協議会（令和4年11月24日）
 - ・主な意見：計画書へ掲載する事業の追加など
- (2) 秋田商工会議所第4回商業部会（令和5年1月13日）
 - ・主な意見：低未利用地の活用促進に関する事など
- (3) 第3回秋田市中心市街地活性化協議会（令和5年2月7日）
 - ・主な意見：語句の修正や追加など

3 計画原案（11月議会建設委員会で提示）からの主な更新内容

- ・中心市街地活性化の将来像（イメージ）を更新（P17）
- ・各目標における期待される効果にイメージ図を追加（P18）
- ・事業リストを更新（8事業を追加）（P19）
- ・目標値の算出根拠を追加（本編P43～50）

4 これまでの策定経過および今後のスケジュール

- | | |
|-----------|--|
| 令和4年11月2日 | 第1回庁内委員会 |
| 11月24日 | 第2回秋田市中心市街地活性化協議会 |
| 12月14日 | 11月議会建設委員会（計画原案報告） |
| 12月23日 | パブリックコメントの実施（令和5年1月12日まで）
市民100人会からの意見聴取（令和5年1月12日まで） |
| 令和5年1月13日 | 秋田商工会議所第4回商業部会 |
| 1月23日 | 第2回庁内委員会 |
| 2月7日 | 第3回秋田市中心市街地活性化協議会 |
| 3月14日 | 2月議会建設委員会（計画案報告） |
| 3月下旬 | 秋田市中心市街地活性化プランの策定・公表 |

秋田市中心市街地活性化プラン

集い・楽しみ・住み・創る、選ばれるまち。 ～城下町ルネサンスの継承～

秋田市中心市街地活性化プランとは

本計画の趣旨

秋田市では、これまで中心市街地の活性化に向けた取組を官民一体となって行ってきており、人口の増加や地価の上昇といった成果が現れ始めています。

中心市街地に見えてきたこの好機を逃さず、課題を検証した上で、本市をイメージする「顔」、コンパクトシティの核として、今後も継続して活性化に取り組むため、「秋田市中心市街地活性化プラン」を策定しました。

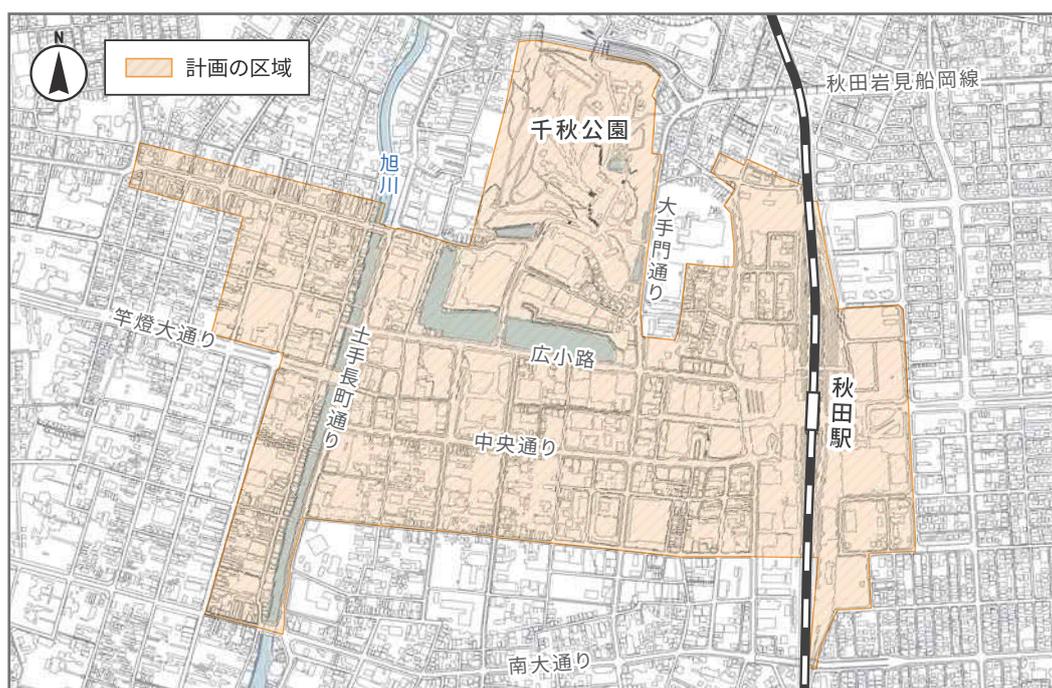
今後は、本計画に基づき、中心市街地の活性化に向けて各種施策に取り組みます。

計画期間

本計画は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間を計画期間とします。

計画の区域

本計画では、「秋田市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）」を踏襲し、下図に示す約115haの範囲を計画の区域とします。



中心市街地活性化の基本コンセプト・将来像(イメージ)

中心市街地活性化の基本コンセプトを、にぎわいにあふれ、芸術文化と触れあえる、集いや楽しみ場として、あるいは居住の場や創業の場、まちづくりなどに関する市民活動の場として、様々な場面で今以上に選ばれる中心市街地となることを目指し、「集い・楽しみ・住み・創る、選ばれるまち。」と設定しました。

また、今後は第2期計画までに整備した施設を活用して活性化を図っていくことになるため、第2期計画の基本コンセプトを踏まえ、サブテーマを「城下町ルネサンスの継承」としました。

※第2期計画の基本コンセプト：

「千秋公園(久保田城跡)と連携した城下町ルネサンス(中心市街地再生)～新たな市民文化を育む多世代が交流するにぎわい拠点の形成～」



中心市街地活性化の目標

基本コンセプトである「集い・楽しみ・住み・創る、選ばれるまち。」の実現に向けて、中心市街地の現況、抱えている課題から、中心市街地活性化のための5つの目標を設定しました。

目標 01 人々が集いにぎわうまち

今後の取組方針 各種イベントなどによるにぎわいの波及

■ 今後の主な取組

- 広小路バザール**
歩行者天国の広小路にテントマーケットなどが並ぶ
- これが秋田だ！食と芸能大祭典**
県内の芸能・祭り・食・スポーツが集結するイベントの開催により、交流人口の拡大が期待される



■ 期待される効果

- ✓ 市民や観光・ビジネスなどで訪れるさまざまな人が中心市街地へ訪れる機会・目的を創出します。
- ✓ イベントに訪れた人々が会場のみならず中心市街地を周遊することで新たな魅力を発見します。
- ✓ イベント時以外においても中心市街地を訪れるリピーターを獲得し、中心市街地への来訪者の増加が期待されます。

■ 目標指標と目標値

中心市街地の歩行者と自転車の通行量（平日・休日の平均）を目標値とします。

目標指標	現況 (R4)	目標値 (R9)
歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均)	24,738 人	33,300 人

目標 02 芸術文化が香るまち

今後の取組方針 芸術文化と身近にふれあえる環境づくり

■ 今後の主な取組

- 佐竹史料館改築事業**
建て替えによって、貴重な歴史遺産を後世に継承しながら、誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設を目指す
- 芸術文化のまちづくり推進事業**
秋田ならではの芸術文化事業によるにぎわいの創出の好循環を図り、芸術文化のまちづくりを推進



■ 期待される効果

- ✓ 秋田市の歴史・文化を活かした都市型観光により交流人口の拡大が期待されます。
- ✓ 市のみならず、県内・県外の芸術関係者が目標とする発表の場を提供することにより、市民が芸術に触れる機会を拡充することができます。
- ✓ だれもが気軽に秋田市の芸術や文化に触れることができ、豊かな心を育み、秋田市に愛着を持つ人が増加することが期待されます。

■ 目標指標と目標値

芸術文化施設の利用者数を目標値とします。

目標指標	現況 (R4)	目標値 (R9)
芸術文化施設利用者数 (1日あたり)	1,782 人/日	2,300 人/日

※芸術文化施設は、あきた芸術劇場ミルハス、県立美術館、千秋美術館、佐竹史料館を対象

目標 03 暮らしたくなるまち

今後の取組方針 暮らしのための環境整備

■ 今後の主な取組

- 秋田市住宅リフォーム支援事業**
住宅リフォームへの支援により居住の継続を図り、マンション等の空き室の活用促進と移住促進による定住人口の増加を図る事業
- 千秋久保田町地区優良建築物等整備事業**
中心市街地の低未利用地に、街なか居住の受け皿となるマンションを整備する事業



■ 期待される効果

- ✓ リフォーム等により既存の住宅を有効活用し、中心市街地の居住人口の増加が期待されます。
- ✓ 新たな道路網の整備や土地利用の高度化により、中心市街地への居住の促進が図られます。

■ 目標指標と目標値

市内総人口のうち中心市街地人口が占める割合を目標値とします。

目標指標	現況 (R4)	目標値 (R9)
市内総人口のうち中心市街地人口が占める割合	1.4%	1.9%

目標 04 チャレンジできるまち

今後の取組方針 商店街等の魅力向上と活性化への支援

■ 今後の主な取組

- 中心市街地等空き店舗対策事業**
中心市街地への商業集積を促進し、更なる中心市街地のにぎわい創出を目指す事業
- チャレンジオフィスあきたの運営**
創業支援施設であるチャレンジオフィスあきたの運営を行う事業



■ 期待される効果

- ✓ 空き店舗や空きテナントが減少することで商店街の活性化が期待されます。
- ✓ これまでの商店主に加え、新たにチャレンジする外部からの商店主・事業主が増加します。
- ✓ 既存の商店街と新たなチャレンジの場が融合し、個性的で魅力あふれる商店街になることが期待されます。

■ 目標指標と目標値

商業集積促進関連制度の利用件数を目標値とします。

目標指標	現況 (H29~R3)	目標値 (R5~R9)
商業集積促進関連制度の利用件数 (累計)	181 件	181 件

目標 05 市民がつくるまち

今後の取組方針 まちに関わりまちを楽しむひとづくり

■ 今後の主な取組

- 文化創造プロジェクト**
秋田市文化創造館を拠点に、将来のまちづくりを見据えたソフトやネットワークづくり等の継続的な取組を実施する事業
- 市民協働・市民活動支援事業**
秋田拠点センターALVE内の市民交流サロンにおいて、市民活動支援アドバイザーによる相談業務を行う事業



■ 期待される効果

- ✓ まちが集まる人々が、主体的に楽しむことができる環境が形成されます。
- ✓ 市民が新たな活動を主体的に実施する場が提供されます。
- ✓ まちへのさまざまな関わり方、さまざまな人と人とのつながりが生まれ、中心市街地のにぎわい向上が期待されます。
- ✓ 市民活動による日常的なにぎわいの創出が期待されます。

■ 目標指標と目標値

市民活動等における施設利用の件数を目標値とします。

目標指標	現況 (R3)	目標値 (R9)
市民活動等施設利用件数	17,082 件/年	19,700 件/年

※対象施設は、にぎわい交流館AU、市民交流プラザ、市民交流サロン、秋田市文化創造館

事業リスト

目標	番号	事業名	事業種	事業期間					事業主体	
				R5	R6	R7	R8	R9	市	民
人々が集いにぎわうまち	1	中心市街地魅力アップ事業	ソフト	[進捗]						●
	2	ギョギョッとあきた週末イベントリレー	ソフト	[進捗]						●
	3	ヤートセ秋田祭	ソフト	[進捗]						●
	4	これが秋田だ！食と芸能大祭典	ソフト	[進捗]						●
	5	秋田犬ふれあい処in千秋公園	ソフト	[進捗]						●
	6	千秋公園蓮の花ライトアップ	ソフト	[進捗]						●
	7	千秋公園桜まつり・つつじまつり	ソフト	[進捗]						●
	8	秋田竿燈まつり	ソフト	[進捗]						●
	9	クルーズ船等おもてなし態勢の充実事業	ソフト	[進捗]						●
	10	まちなか観光案内所運営経費	ソフト	[進捗]						●
	11	官民連携秋田駅周辺活性化事業	ソフト	[進捗]					●	
	12	秋田市民交流プラザ等修繕	ハード	[進捗]					●	
	13	高齢者コインバス事業	ソフト	[進捗]					●	
	14	千秋公園整備事業	ハード	[進捗]					●	
	15	秋田駅前北第一地区市街地再開発事業	ハード	[進捗]						●
	16	中心市街地循環バス運行事業	ソフト	[進捗]					●	
	17	ノーザンステーションゲート秋田 (秋田駅周辺のにぎわい創出事業)	ソフト	[進捗]						●
	18	新 広小路バザール	ソフト	[進捗]						●
	19	千秋蓮まつり	ソフト	[進捗]						●
	20	千秋花火(あきた元気祭り)	ソフト	[進捗]						●
	21	なかいち芸術文化施設連携事業	ソフト	[進捗]						●
	22	新 ノーザンステーションゲート秋田 (秋田駅東口エリアにおける自社用地活用の検討)	ハード	[進捗]						●
	23	通町草市	ソフト	[進捗]						●
	24	通町通の市	ソフト	[進捗]						●
	25	招福狐の行列	ソフト	[進捗]						●
	26	通な花見で春らんまん	ソフト	[進捗]						●
	27	商店街スゴロク	ソフト	[進捗]						●
	28	秋田市商店街共通駐車券	ソフト	[進捗]						●
	29	仲小路の夏まちなか夜市	ソフト	[進捗]						●
	30	仲小路の秋まちなかハロウィン	ソフト	[進捗]						●
	31	星辻神社だるま祭り	ソフト	[進捗]						●

目標	番号	事業名	事業種	事業期間					事業主体	
				R5	R6	R7	R8	R9	市	民
芸術文化が香るまち	32	新 あきた芸術劇場管理運営費	ソフト	[進捗]						●
	33	芸術文化のまちづくり推進事業	ソフト	[進捗]						●
	34	「美術館の街」活性化事業	ソフト	[進捗]					●	
	35	新 秋田市立千秋美術館改修工事	ハード	[進捗]						●
	36	民俗芸能伝承館経常事業	ソフト	[進捗]					●	
	37	新 佐竹史の魅力発信事業	ソフト	[進捗]						●
	38	新 佐竹史料館改築事業	ハード	[進捗]						●
	39	障がい者アート活動支援事業	ソフト	[進捗]					●	
	40	秋田市住宅リフォーム支援事業	ソフト	[進捗]					●	
暮らしたくなるまち	41	秋田駅東口駅前広場施設改修	ハード	[進捗]					●	
	42	新 (仮称) 中通牛島線無電柱化事業	ハード	[進捗]					未定	●
	43	新 千秋久保田町地区優良建築物等整備事業	ハード	[進捗]						●
	44	秋田市空き家定住推進事業	ソフト	[進捗]					●	
	45	秋田駅西北地区土地区画整理事業	ハード	[進捗]					●	
でチャレンジ	46	中心市街地等空き店舗対策事業	ソフト	[進捗]					●	
	47	中心市街地出店促進融資あっせん事業	ソフト	[進捗]					●	
	48	チャレンジオフィスあきたの運営	ソフト	[進捗]					●	
	49	商工業振興奨励措置事業	ソフト	[進捗]					●	
	50	新 新規立地企業オフィス確保支援事業	ソフト	[進捗]					●	
つくる市民が	51	文化創造プロジェクト	ソフト	[進捗]					●	
	52	文化創造館管理運営経費	ソフト	[進捗]						●
	53	アルヴェきらめきパフォーマー事業	ソフト	[進捗]					●	
	54	市民協働・市民活動支援事業	ソフト	[進捗]					●	
新規事業			事業数:9	事業種	ハード事業数:10	ソフト事業数:44	実施主体	市:24	民:30	

※新規事業：令和4年度以降に実施、本格化した事業
 ※リストに掲載されている事業のほかに、各種団体による中心市街地活性化に資する取組が実施されており、これらの取組についても中心市街地活性化に寄与しており、必要に応じ、情報共有や連携などを図ってまいります。

計画の進捗管理

本計画を適切に推進していくため、毎年各指標のフォローアップを実施しながら、PDCAサイクルに基づく評価、見直しを行っていきます。



秋田市中心市街地活性化プランについての詳細は、下記にお問合せください。



秋田市都市整備部都市総務課
TEL:018-888-5762

詳細は、秋田市のホームページに掲載しています。

秋田市中心市街地活性化プラン



QRコード

都市計画道路千秋山崎線 JR 委託工事の進捗状況について

標記委託工事については、令和元年10月11日付けで東日本旅客鉄道株式会社と施行協定を締結し、令和2年3月に着工している。

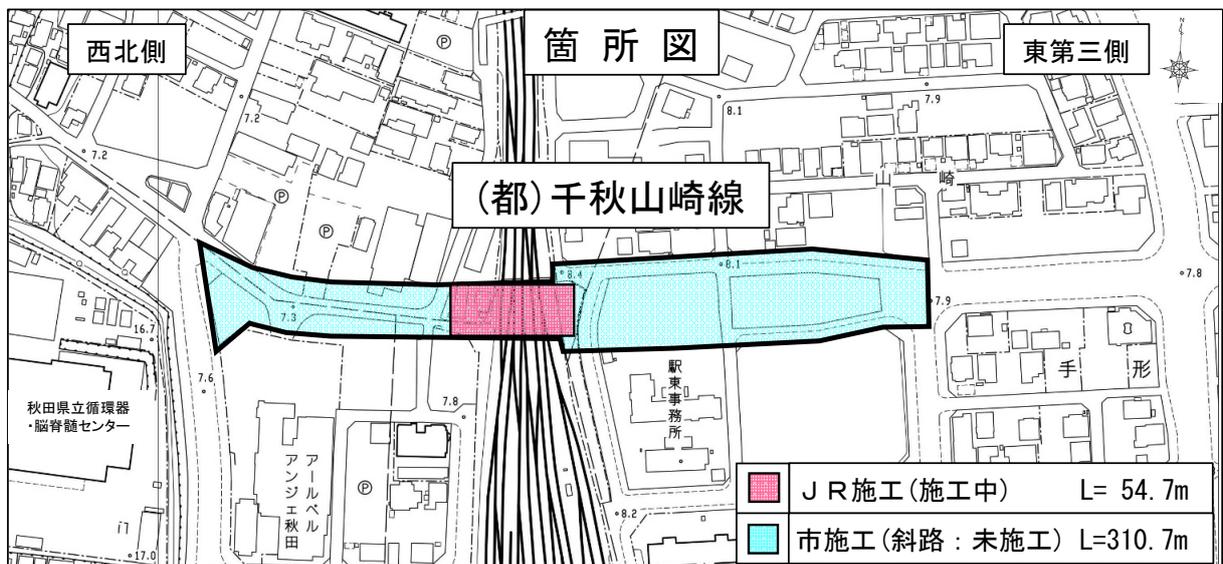
現在の進捗状況は、線路下の地盤改良（薬液注入）が完了し、間もなく線路両側の立坑（線路下を横に掘進するための縦坑）から鋼製函体上面の築造（掘進）に着手する予定となっている。

【JR委託工事の概要】

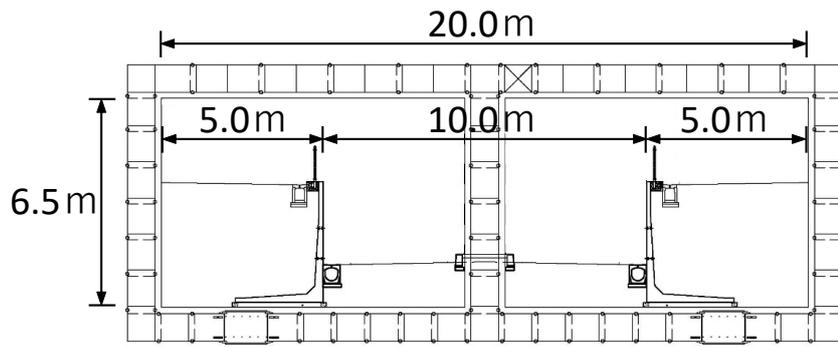
- ・協定名 奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋（仮称）新設工事
- ・相手方 東日本旅客鉄道株式会社 東北建設プロジェクトマネジメントオフィス
- ・協定期間 令和元年～8年度
- ・協定金額 64億6,750万円
- ・協定延長 L=54.7m（鋼製函体 29.6m、RC函体 25.1m）
- ・進捗率 29.4%（R4末協定額ベース）
- ・各年度協定額および工事内容

（単位：千円）

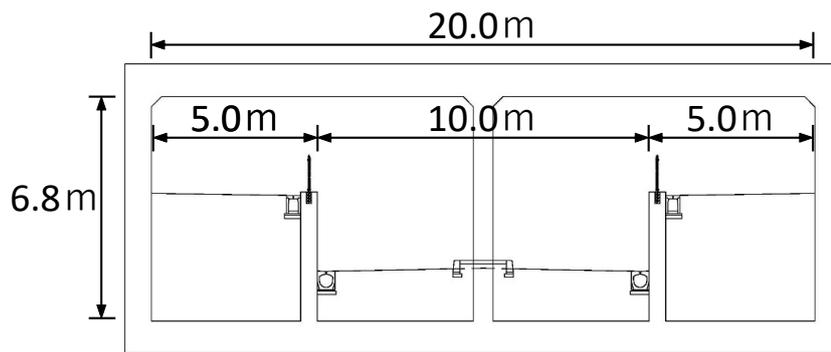
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
JR協定額	62,020	782,657	441,490	618,095	814,850	1,095,431	1,162,830	1,490,127
工事内容	準備工	鉄道施設 支障改修	薬液注入工	薬液注入工	鋼製函体工	鋼製函体工	鋼製函体工	RC函体工
	—	薬液注入工	仮土留工	仮土留工	—	—	RC函体工	埋戻工
	—	仮土留工	—	掘削土留工	—	—	—	仮土留 撤去工



【断面図】



鋼製函体



R C 函体

【施工状況】



東第三地区側



西北地区側